

奈良県立
民俗博物館研究紀要

第 14 号

1995

奈良県立民俗博物館

奈良県立
民俗博物館研究紀要
第 14 号

―――――― 目 次 ―――――

門位牌の習俗について 奥野義雄 (1)

～葬祭の物忌札習俗の展開過程によせて～

若水迎えの習俗について 奥野義雄 (17)

～その原像と呪術性を中心に～



門位牌の習俗について

—葬祭の物忌札習俗の展開過程によせて—

奥野義雄

はじめに

物忌札の系譜をひく〈門位牌〉に出会ったのは、すでに数ヶ年を過ぎた昭和61年頃であった。都祁村針の集落で偶然にお葬式を見る機会があった。お葬式自体が古風なものであつたので目にとまつたのであろうが、それ以上に葬家の家の門口の下部に張り付けられていた紙札に興味が注がれたのである。

たしかに死者を納める棺と輿、墓地までの野辺送りは、いまではほとんどみることができないが、それ以上に門口に張り付けられた紙札には戒名などが墨書きされていた状況に注視したのである。この紙札が「門位牌＝カドハイハイ」と呼ばれるものであることもわかつた。だが、民俗学の主要な文献図書には「物忌札」や「門位牌」に関する事柄は、ほとんどみられない。ただ『日本の民俗』(第一法規)シリーズには、いくつかの事例が掲げられている。しかし、それ以前の文献図書には皆無である。

このことはともかく、都祁村針の門位牌の実見を契機に、奈良県内の門位牌の習俗の存否を調べることがはじまった。そこには、県内の門位牌の習俗の存否の調査とともに、中世の「物忌札」の後世への伝承の形態、さらに時代を遡って古代の「物忌札」の存在形態などについての関心事があったからである。

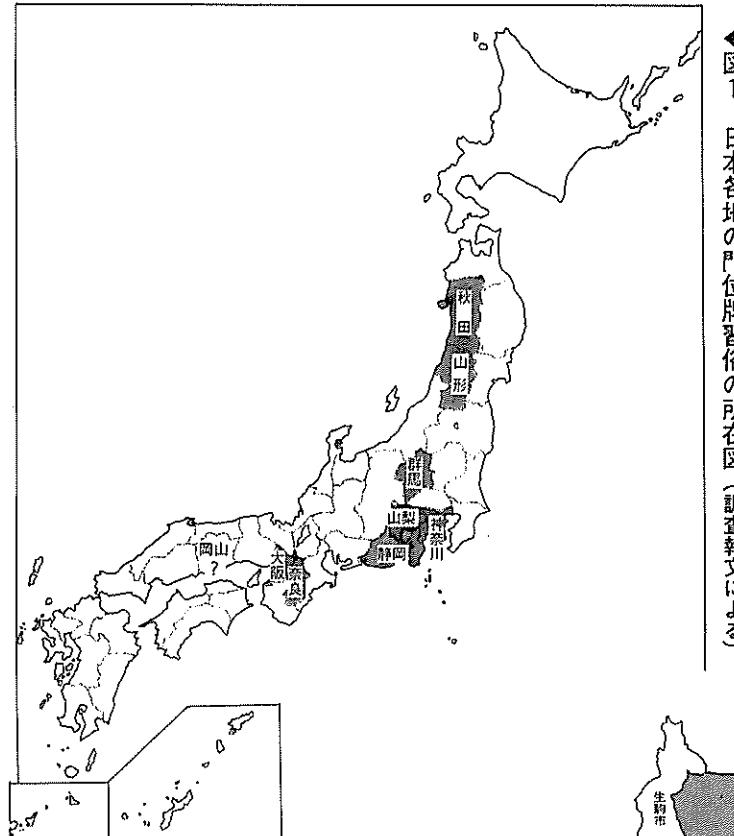
いくつかの物忌札にかかわる関心事の一つが、都祁村針の葬送時に張り付けられた紙札・門位牌の習俗の県内各地での存否の想いであった。そして、この習俗の県内での存否だけでなく、日本各地での門位牌の習俗の存否へと想いが広がっていった。

なぜなら、葬送にかかるこの習俗が都祁村針の特殊なものとは考えがたく、一般的な広がりをもった習俗であろうと想定していたからである。

すでに、物忌札から門位牌へ、という想定によって都祁・室生方面に葬送の紙札＝門位牌が掲げられているが、都祁・室生のどの地域かは判然としないところがあった(難波俊成「元興寺極楽坊所蔵の呪符をめぐって」元興寺佛教民俗資料研究所年報1989年所収)。

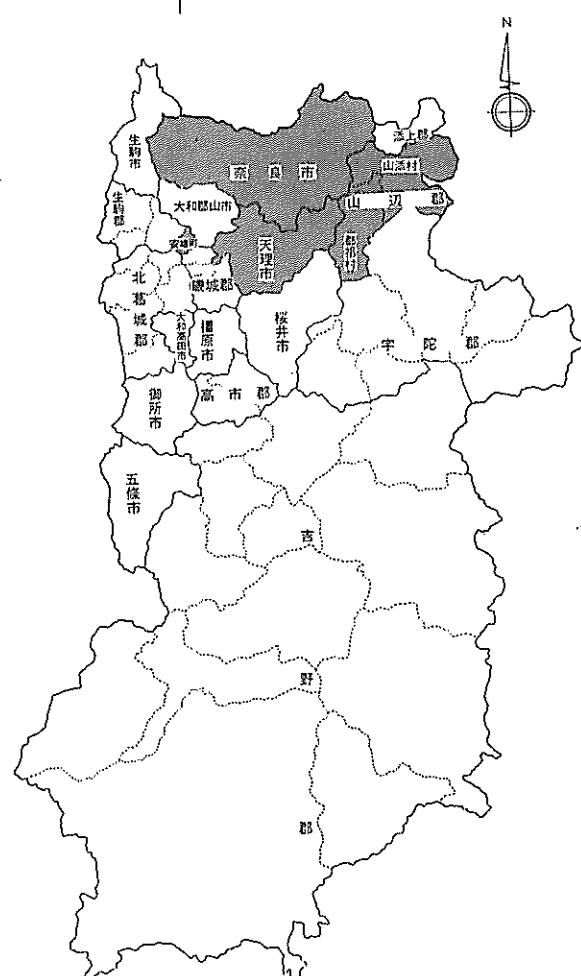
しかし、門位牌の習俗は、県内各地(都祁村も含め)で存在し、いまも受け継がれていることがいくつかの調査で窺える。

県内外各地の門位牌の習俗がいまも受け継がれ、葬送儀礼の一つの習俗としていまも息づいている事例を紹介しながら、近代以前の葬祭にかかる門位牌について、葬送儀礼に



▲図2

奈良県内各市町村の門位牌習俗の所在図
(調査にてみつかったもののみ)



ともなう習俗の諸相と関連づけながら、次に検討していくことにしたい。

1. 葬祭の物忌札としての門位牌

葬祭にかかる〈門位牌〉が物忌札をその原像とすることは、門位牌と称される紙札に墨書きされた文言によるものである。このことはともかく、日本各地でみられる門位牌の事例紹介からはじめることにしたい。

ただ、日本各地の門位牌の習俗についての報文（事例）の紹介が、日本各地に門位牌の習俗の存否を決定するものではないことを明示しておきたい。

なぜなら、日本各地にみられる葬送儀礼の習俗の一つである門位牌の習俗に関心をむける機会にめぐまれたか、否かということもあるであろう。また、若干風変わりな習俗として門位牌の習俗が受け継がれていたか、否かという点なども考慮すべきであり、現段階では、門位牌の習俗の報文が掲げられていないことが、この習俗の存在を否定するものではないであろう。

このような理解のもとで、日本各地の門位牌の習俗事例を次に掲げることにしたい。そこで、まず周辺地域から遠隔地域へと門位牌の習俗を紹介していく（現存する日本各地の門位牌の習俗の所在図1を参照）。

事例1. 大阪府の場合（『日本の民俗 大阪』の「葬礼」の項）

セキフダ 和泉市の父鬼では、葬式がすむと寺からセキフダを受けてきて青竹の先にはさみ、門口に立てる。

三十五日がすむとこれを同行が墓に持つて行く。南河内郡の河南町でも梵字を書いた札を同じく立てる。忌中のしるしであるという。

事例2. 山梨県の場合（『日本の民俗 山梨』の「葬祭」の項）

モンハイ 葬式の当日、酒と食物を道端に備えて通行人に振る舞うことをモンハイ（門牌）という。絶えず補給しなければならないので、相当の格式の財産家でないとやらない。

事例3. 群馬県の場合（『日本の民俗 群馬』の「葬送」の項）

葬後供養 葬礼の本膳をミッカドキという。アトネンブツの後、ナノカ（七日の念仏）もいっしょにやってしまう。なお西上州では門前に大きな位牌を立てる。これをモンハイ（門牌）という。旅人や乞食がこれを見て供養に来たので、これに対して若干の施しをしたということである。

事例4. 静岡県の場合（『日本の民俗 静岡』の「葬祭」の項）

モンハイ 東駿河から伊豆にかけて、忌中のしるしに、路地の入り口へ位牌を祀る風習が目立つ。これをモンハイ（門牌）というが、モトヤ（元屋）と呼ぶところもある。

モンハイは、ハマオリ（浜下り）と称して初七日に、海や川へ流すが、このときに石をぶつけてこわす風習がある。

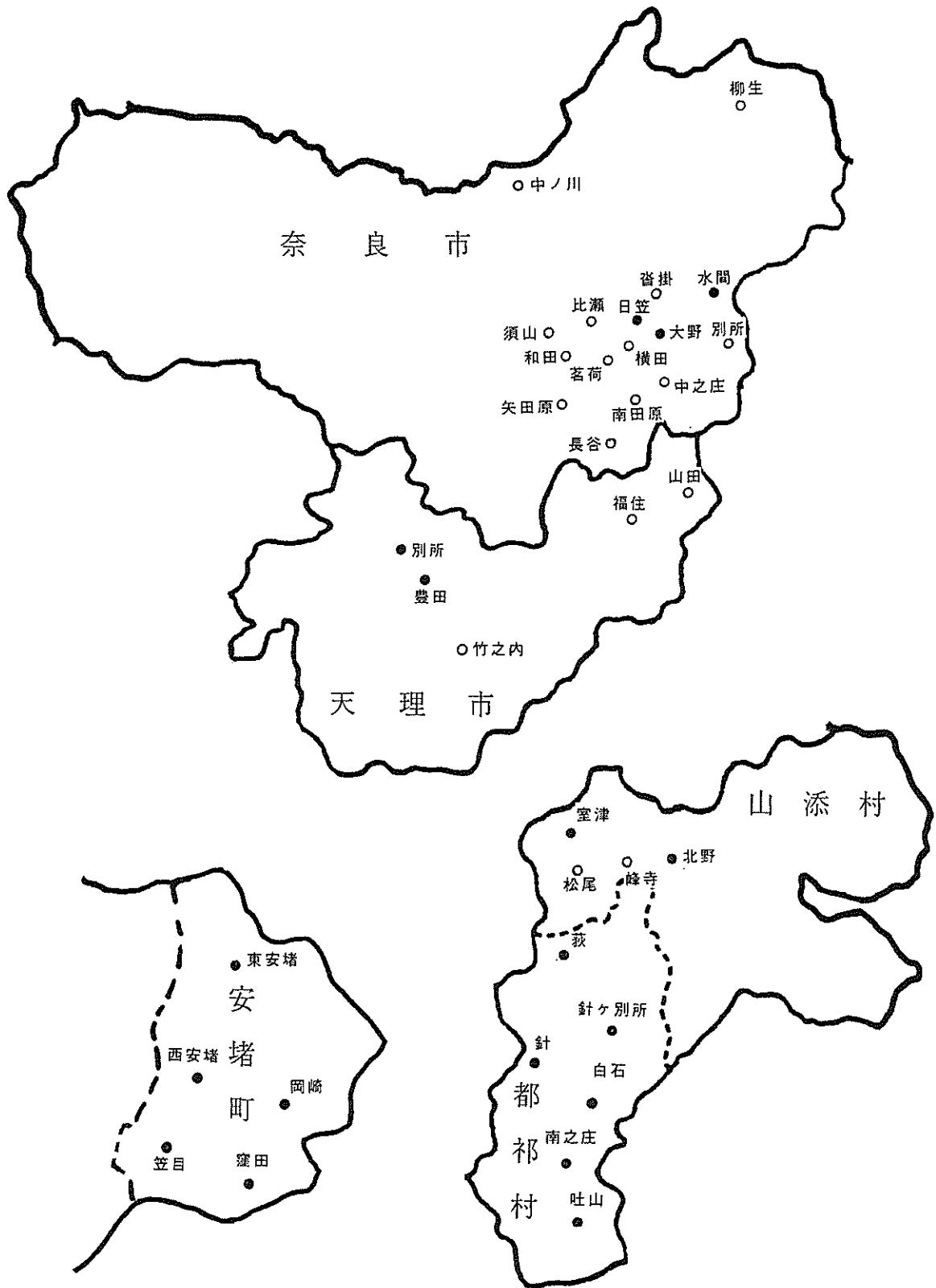


図3. 市・町・村域の門位牌習俗の所在図（調査によるもののみ）

事例 5. 神奈川県の場合（「日本の民俗 神奈川」の「葬制」の項）

死者の扱い 死者は末期の水といつて口を水でしめらせる。（中略）。津久井郡津久井町の青山では家の入り口にモンペイ（門牌）を立てる。モンペイには戒名を書き、一週間くらい門口に立てる。

事例 6. 秋田県の場合（「日本の民俗 秋田」の「葬制」の項）

仙北郡角館町と周辺の葬制を述べると、町と村部では多少の違いはある。不幸があれば、葦のすだれを巻いてその上に紙に「忌中」と書いて張り、門柱に掲げる。たいがいは葬式の日まで貼り出しておく。村の古い家では門口に木の高札を立てる。

事例 1 から事例 6 までは、国内の各地（府県）にみられる門位牌あるいは門牌の習俗を示すものである。しかし、戒名などを墨書きした紙札（または木札）=門位牌そのものを表現するものは、事例 3（群馬県）、事例 4（静岡県）、そして事例 5（神奈川県）である。

具体的に門位牌の習俗と認識できる三事例以外は、門位牌の習俗が形骸化したものと理解できるようである。事例 1（大阪府）のように葬式後に門口に立てるセキフダがどのような内容のものか明確さに欠けるが、葬祭にかかる札であることから門位牌の形骸化したものと考えられる。また、事例 2（山梨県）では、「モンペイ」=門位牌の名称のみと葬儀当日に死者の冥福を祈り弔うために飲食を振舞う行為のみが残ったものと想定できる。そして、事例 6（秋田県）のように今様の「忌中」の紙を貼る習俗とともに門口に木の高札を立てる習俗が併行し、門口に立てる木の高札は本来的には門位牌の形骸化したものと考えられる。しかし、高札そのものの詳しい報文がないので断定しがたいところである。

このように六つの事例が示唆することは、日本の各地に門位牌（地域によっては「門牌」）の習俗が現存している事実である。そして、この事実は、大阪、山梨、群馬、静岡、神奈川、そして秋田の各府県のみではなく、他の地域での門位牌の習俗が存在している可能性を暗示しているといえよう（難波、前掲書によると、岡山県にも同じ習俗があるらしい）。

その好事例として奈良県を掲げることができよう。なぜなら、「日本の民俗 奈良」の「葬祭」の項には、門位牌あるいは門牌にかかる報文がみあたらない。このことは、同書にとどまらず、県内の市・町・村史（誌）を縹いても同様なことがいえるようである。

だが、奈良県内には、都祁村をはじめ、安堵町、奈良市（東部山間）、山添村、天理市などの各地域で葬祭にかかる門位牌あるいは門牌の習俗が現存しているのである。

次に、県内各地域にみられる門位牌の習俗の事例を掲げていくことにしよう（すでに、安堵町域の門位牌の習俗については、当館の「館だより」〔第67号〕で紹介した。ここで一部重複することをご了承いただきたい）。

まず、さきに触れた都祁村域のいくつかの事例から紹介していくことにしよう（県内の現存する各市町村の門位牌の習俗の所在図 2、現存する市町村域内の門位牌の習俗の所在図 3 を参照）。

事例 A、都祁村針の門位牌の習俗

すでに若干触れたが、葬儀に偶然出会った折に葬家の家の門口（下部）に戒名などを墨書きした紙札が貼りつけられていた。後日、この紙札が「門位牌」と呼ばれるものであり、葬儀当日に村の寺院（観音寺、真言宗）の住職が墨書きした紙札は、葬家によって門口に貼りつけられるのである。また、門位牌は葬儀の当日から四十九日（七七日）まで、葬家の門口に貼られ、四十九日当日に墓地で焼却されるのである。この地域の門位牌の墨書きされた銘文は次のとおりである（写真1参照）。

新円寂	年 月 日
	八 九 七 十 二
辯 戒	名
	一 十 八 九 九
	俗 名 行年 戈

このように「戒名」「俗名」が墨書きされ、併せて「八九七十二（正字）」「九九八十一（逆字）」が記載されているのである。

この門位牌の形式で興味深いことは、「八九七十二」「九九八十一」の掛算の数字である。このような数字は、中世の葬祭の物忌札に墨書きされている数字と同じものである。

このことはともかく、紙製の門位牌は、半紙縦二つ折りにした形状のものであり、先頭部分はたいらで、山形にしていない。同地域の門位牌の習俗に関して、「むかしからお葬式のときに戸口に貼りつけるが、何故、このようなことをするのかはわからない」という応答がほとんどであるが、昔からおこなわれてきたことはたしかなようである。

事例B、都祁村針ヶ別所の門位牌の習俗

針ヶ別所で葬儀がおこなわれていた折に、葬家の門口に近い板壁の下の方に貼りつけられていた門位牌をみる機会があった。葬儀当日から数日後にその葬家の門口を眺めたが、紙製の門位牌は取り外されていた。葬家の周辺で門位牌の習俗について聞き取ると、この地域では、葬儀当日に門口に貼りつけて、葬儀終了後か、翌日に門位牌は取り外されるという。同地域では、葬家の門口に貼りつけられた門位牌は四十九日（七七日）までつけておかぬことがわかった。

この地域の葬家でみた門位牌は、半紙を縦二つ折りで、山形の形状をしたものである。そして、墨書きされている銘文は次のとおりであった。

忌中 靈（戒）	月 日 寂
	名
	俗 名 享年 戈

このような銘文が墨書きされているのであった。この銘文は、村の寺院である長力寺（真言宗）の住職によって、二つ折りで山形にした半紙に書かれて、これを葬家に弔いに赴いた時に葬家の人に手渡すのである。そこで、後日、長力寺を訪れた。

長力寺の住職から針ヶ別所の門位牌の習俗と門位牌の形状や銘文などについて聞くことができ、もともとの門位牌の銘文がわかった。さらに、門位牌の習俗のみではなく、葬祭にかかる規範を書き綴った『書きもの帳』（同寺住職による）と呼ぶ〈覚書〉が同寺に

あり、この〈覚書〉を実見することができた。

同寺の住職から聴いた元来の門位牌の銘文は、〈覚書〉に詳しく述べていたのである。次に元来の門位牌の銘文を掲げることにする（さきの門位牌の銘文と比べると、その簡略化が窺える）。

月 日 疎	
辯辯辯辯辯	一十八九九
忌 中 靈 (戒)	名
二十七九八	
俗 名	享年 戈

このような銘文が、元来の門位牌に墨書きされていたのである。そして、もともとの門位牌の銘文には、「九九八十一」「八九七十二」（いずれも逆字）という掛算の数字があったのである。

〈覚書〉に記載されていた門位牌の銘文の内、数字の部分のみが省略されて今日に至っているのである。

※ 都祁村域の事例は二つにとどめるが、これらの村以外にも、白石、南之庄、吐山、そして萩などの地域に葬祭にかかわる紙製の門位牌の習俗がある。また、各地域とも、それぞれの村の寺院との繋りによって、門位牌の習俗が存続しているといえる（白石＝興善寺〔融通念佛宗〕、南之庄＝歓樂寺〔真言宗〕、吐山＝興善寺〔融通念佛宗〕・地蔵院〔真言宗〕、萩＝長力寺〔真言宗〕）。

とりわけ、萩の場合、針ヶ別所と隣接する村であり、針ヶ別所にある村の寺院である長力寺が檀家寺であるため、葬祭にかかわる門位牌の習俗は、針ヶ別所と同様である。つまり、門位牌の形状、銘文、そしてその習俗も同じである。

このような同じ事象は、白石と吐山の村の門位牌の習俗にもみられ、同じ寺院の兼務によるためであろう。

事例C、安堵町東安堵の門位牌の習俗

或る日、安堵町域に門位牌の習俗があることを同町民の人たちから教えられた。これを契機に同町域内の門位牌の習俗の実態を調べはじめることになった。

まず、門位牌そのものを同町東安堵で実見することができた。門位牌は、葬家の戸口の下端に貼りつけられていた。門位牌の形状は、半紙横三つ折りにした大きさで、先頭を山形にしたものである。また、その紙札には次のような銘文が墨書きされていたのである。

年 月 日亡	
忌 戒	名 位
俗 名	
行年 戈	

このような銘文が書き入れられているのである。紙製の門位牌は、村の寺院である大宝

寺（融通念佛宗＝大念佛宗）の住職によって「戒名」「亡年月日」「俗名」「行年」が墨書きされて、葬儀の当日に葬家の人に手渡されるのであった。葬家では、受け取った門位牌を葬儀の当日から四十九日（七七日）まで戸口に貼りつけておくのである。そして、四十九日の満中陰に死者への回向が終ると墓地で焼却されるのである（写真3参照）。

※ 安堵町域の事例は一つのみとするが、同町全域に門位牌の習俗がみられる（但し融通念佛宗の在家のみ）。つまり、紹介した東安堵以外の大字（村）の西安堵、窪田、岡崎、笠目などにも門位牌の習俗が存続している。

門位牌の形状、銘文、そしてその習俗ともに東安堵のものと同様であるが、「俗名」（右側）、「忌 戒名位」（中央）、「行年〇戈」（左側）の銘文で、やや鋭い山形の先頭の門位牌のところもある（西安堵）。

事例D、奈良市水間の門位牌の習俗

孟蘭盆において、興味深い習俗を伝えている水間の村落に、葬祭にかかる門位牌の習俗が受け継がれている。

葬儀の当日、村落内にある西岸寺（真言宗）の住職は紙札に戒名などを墨書きして、葬家にこれを手渡す。葬家では、手渡された紙札=門位牌を新しい竹に差して、戸口に立てておく（家によっては、戸口ではなく、戸口に近い前庭に立てておく場合もあるが、一般には戸口に立てる）。

水間の門位牌の形状は先頭山形で、半紙縦二つ折りの大きさである。また、墨書きされた銘文を次に挙げると、

年 月 日

新円寂 辨 戒 名 位
俗 名 行年 戈

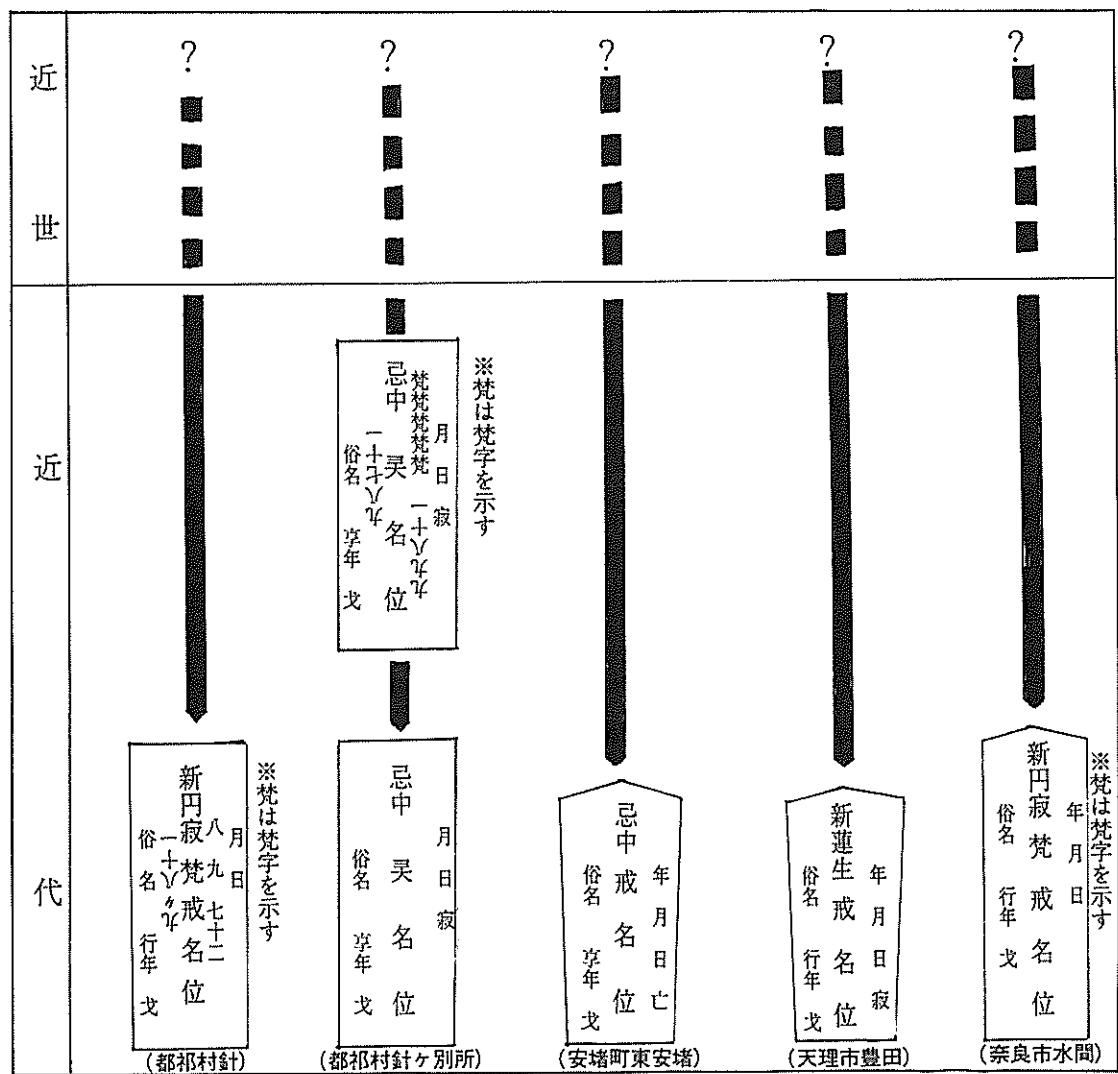
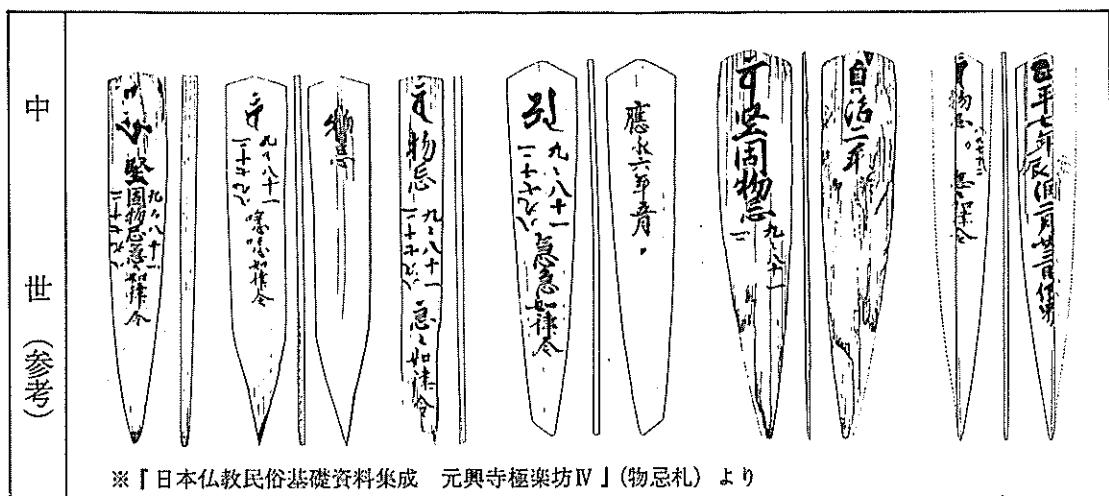
とあり、都祁村針で実見した門位牌に近似し、掛算の数字を除くとまったく同じものといえる（西岸寺住職によると、先代の住職からこの形状、銘文のまま受け継いできたもので、先代の住職の頃に「九九八十一」「九八七十二」という数字は書き込まれていなかったという。写真4参照）。

葬儀の当日、葬家の戸口に竹に差して立てられた門位牌は、四十九日（七七日）まで立てておく。門位牌は、四十九日の当日に墓地で西岸寺の住職の回向の後に焼却される。

※ 奈良市域では、水間以外に、柳生、横田、大野、長谷などでも門位牌の習俗がみられる（若荷、南田原、中之庄、中ノ川、日笠、此瀬の各村でも門位牌の習俗があると、大野の十輪寺で聴き取る。これらの村落での門位牌の習俗については、直接採訪していないため、詳しい習俗内容は明確ではない）。

事例E、天理市豊田の門位牌の習俗

豊田の門位牌については、かって或る人から連絡をいただいていたが、現存するか、否かは明らかでなかった。



しかし、最近になって同地域の門位牌の習俗について調査をおこない、門位牌の形状や銘文の詳細が窺えた。また、この習俗に関与する村の寺院である玉英寺が浄土宗寺院であることもわかつてきた。

葬儀の当日に玉英寺の住職によって墨書きされた紙札=門位牌は葬家の戸口に貼りつけられ、四十九日（七七日）まで戸口に貼ったままにされ、四十九日の当日に墓地で焼却されるのである。貼りつけられる門位牌の形状は、半紙横三つ折りの大きさで、先頭山形である。

門位牌に墨書きされた銘文を掲げると、次のとおりであり、古くから銘文はかわっていないということである。

年 月 日寂

新蓮生 戒 名 位
俗 名 行年 戈

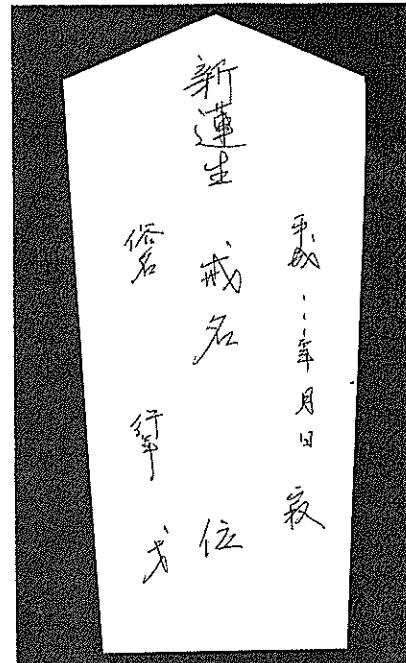
この銘文で「新蓮生」という文言を除くと、他地域と近似した銘文であることが窺える（写真2参照）。

※ 同地域以外でも門位牌の習俗が現存しているところがある。豊田の村内で聽き取りし得た地域として、天理市竹之内がある。竹之内の村では、融通念佛宗寺院（寺名不明）が門位牌の習俗に関与しているという。

また、天理市別所町でも門位牌の習俗があることを、同地域で確認し得た。別所町では、融通念佛宗寺院である増福寺が関与している。その詳細な事例は割愛する。



▲写真1 都祁村針の門位牌



▲写真2 天理市豊田の門位牌

これら以外にも天理市域に門位牌の習俗があるが、ここでは省略する。ただ、地域名のみ挙げると、天理市山田と天理市福住がある（いずれも真言宗寺院が関与する）。

県内の門位牌の習俗事例を五つ挙げてきたが、県内東部山間以外の平野部にも門位牌の習俗があることに気付くのである。また、それぞれの事例以外にも数多の地域で門位牌の習俗の存在が窺えるが、この習俗の存在形態はいつ頃から創り出されてたのであろうか。この点を少し時期を遡って、葬儀・葬祭とのかかわりで検討してみたい。

2. 中・近世の葬祭にかかる物忌札=門位牌の手本

近代以後にみられる門位牌の習俗について窺ってきたが、この習俗が近代以前から受け継がれていたことは、奈良・元興寺（極楽坊）境内出土の物忌札や中世公家の日記などから理解し得る。物忌札については、別稿で述べたことがある（「物忌札とその世界—神祇的と仏教的物忌の二つの面相をめぐってー」、「季刊どるめん」第18号所収）。しかし、中世以後の物忌札とその習俗がどのような展開をみせるのか、否かということ、これと併せて中世以前、つまり古代の物忌札とその習俗が葬祭とかかわる時期がいつ頃であるのか、否かということ、そして葬祭に関する物忌札は中世を上限とするのか、否かという点などは、いまだ未解決のままである。

このような課題の内、中世以後の物忌札とその習俗の展開は、「物忌札」という名称から「門位牌」の呼称へと移行していく過程とも密接にかかわりあっていると考えられるのである。

また、一般的な穢れを祓う「物忌札」から、葬祭にかかる「物忌札」の形成時期が古代に求められるものであるのか、否かという課題も、「物忌」の習俗自体の観念上の変化を知る上で重要な事象であろう（この視点については、別途行論するつもりである）。

このことはともかくとして、近代以前の門位牌の習俗、つまり中・近世における葬祭にかかる物忌札の習俗について、まず近世の葬祭に関する記録から検討してみることにしよう。

そこで、諸国の『風俗問状答』の葬祭の記述を窺ってみることにするが、奈良県をはじめ、大阪、京都などの近畿圏および東海圏などの『風俗問状答』には、「葬禮の事、土葬火葬其體如何様候哉、穢を避けて祓などする事候哉」という問に対し、「穢をさけて祓などする事なし」という状況か、これに対する記載がない場合である（『三河吉田領風俗問状答』）。

これらの圏内以外で一・二例ではあるが、さきのような問い合わせに対して、「祓」などする地域がある。

たとえば、『越後長岡領風俗問状答』の「祭禮の事」の項に、「喪を送りて歸り、修驗者

を召して祓せしめ、忌明けても祓す」と記載されているように、葬祭における〈穢〉を〈祓〉習俗があったことを示している。これは、葬祭にともなった〈物忌み〉での〈祓〉とこれにかかわる〈物忌札〉を想定させる。しかしながら、これだけの記述では、〈物忌札〉の存在は想定の域をでないであろう。

ただ『阿波國風俗問状答』の「葬禮の事」には、「忌中の張札して三日の間、表の戸をさす」という記載があり、「忌中の張札」とはいかなるものであったのか注視すべきである。今日みられる「忌中」の張紙は、葬儀の当日のみ、貼りつけておくのであるが、「忌中の張札して」三日間、喪に服すという状況による「張札」とは、〈物忌札〉あるいは〈門位牌〉であるかもしれない。

だが、現段階では、近世の諸国の『風俗問状答』にみる〈穢〉を〈祓〉習俗や〈忌中張札〉を貼りつけて、三日間喪に服す習俗にともなう〈札〉が物忌札あるいは門位牌であったと想定し得る証は、同『問状答』から検出できない。

むしろ、中世のものと考えられている元興寺所蔵の『入棺作法』の「死人」に対する葬祭に関する記載は、物忌札あるいは門位牌にかかわる習俗を端的に物語ってくれるであろう（『入棺作法』については、すでに藤澤典彦氏が「元興寺所蔵葬送関係次第『入棺作法』として資料紹介されている〔元興寺文化財研究、No. 41所収〕。詳しくは、同氏の紹介に譲りたい。また、「入棺作法」は実見ずみである）。

この『入棺作法』には、「正平七年午三月吉日」の年銘があるが、午年は正平九（1354）年であり、この年銘は後筆されたものではないかと想定されている。

このことはともかく、「入棺作法」の「死人」に対する呪術的な〈札類〉の記述をみると、「大棺大事」云々という記載の後に、

—死人枕立・符形退・魔・縁、

九 九 八 十 一

辯 鳳 ䷉ 噴急如律令

二 十 七 九 八

(中 略)

—死人、意、時庭中=立=之 魔王百万

辯 鳳 ䷉ 尾 噴急如律令

—死人出門=立=符

辯 辨 辨 辨 辨 辨 哮 呴 呴 鬼

裏表書字 九九八十一
二十七九八

という文言がみられるのである。死者の枕元に立てられる呪符は魔縁を退散させ、庭中に立てる呪符は魔王百万鬼を打ち返すことができると説く。また、死者が出た時には、門に呪符を立てることが記述されている。この呪符にも「九九八十一（正字）」「八九七十二

(逆字)」を書き込むことが窺える。だが、これらの呪符が「物忌札」であるという明示は『入棺作法』から見出しえないのである。

ただ、中世公家の日記・記録と併せて考えると、「死人出門立符」が「物忌札」であることは大過ないであろう。

この『入棺作法』とは異なり、時期的にかなり後世のものであろうが、葬祭に関する〈覚書〉と称する記録が、都祁村針ヶ別の長力寺で保管されている。この記録には、「門位牌」の手本となる呪符の書き方がみられるのである。

長力寺保管（所蔵）の所謂〈覚書〉の記録は、同寺住職によると同宗派の寺院から戴いたものであるという。〈覚書〉の記録の内容からみて、さきの『入棺作法』と同類のものと想定できる。無名の記録であるが、ここでは、仮に『葬祭作法帳』とでも呼称しておきたい。

なぜなら、記載されている事柄は、「墓標」（五輪塔）をはじめ、「百味飲食」、「四方門之文」、「四十九院之文」、「水桶之文」、「塔婆之文」、そして「門位牌」などがあり、「入棺」にかかわる事柄だけなく、葬送かつ葬祭の儀礼に関する記載がみられるのである。

とりわけ、「門位牌」のところには、

姓	姓	姓	姓
門	位	牌	新
新		入	円
四	九	三	六
八	九	七	二
月		日	寂
姓	姓	姓	姓
一	十	八	九
忌	中	冥	名
二	十	七	九
俗	名	享	年
			戈

とあり、所謂「物忌札」と同じものであることが充分想定し得る。そして、この仮称「葬祭作法帳」自体が、葬送儀礼の折につくられる〈門位牌〉の手本であるといえる。

この仮称「葬祭作法帳」には、書き留められた年銘がないが、原本となるべきものの時期は近世に求めることができるのでないかと考えられる。記録されている事柄（内容）、また同記録を譲り受ける以前の状況が先代の住職の言い伝えによるということから、近代以後に葬祭の作法が成立したとは考えがたいのであるが、速断はしかねるところである。

ただ、中世に成立したと考えられているさきの『入棺作法』は、「死人」がでた時点から「入棺」に至るまでの葬送儀礼の作法を記述しているのに対して、仮称「葬祭作法帳」は、入棺以後の埋葬などを含んだ葬祭の作法を記載しているのであり、たしかに両者には相違するところが多くみられる（写真5・6参照）。

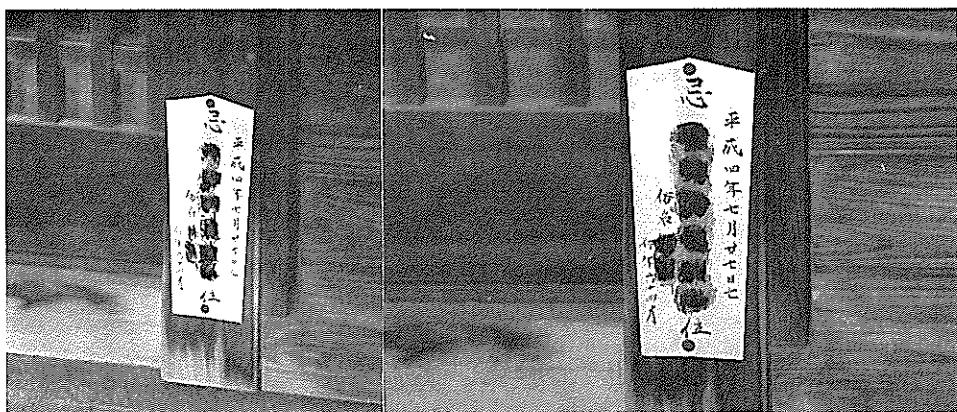
いずれにしても、「門位牌」という名称は、中世の成立による『入棺作法』の記述には

みられないものである。

むしろ、中世以後、近世であるか、近代であるのかはさだかでないが、長力寺住職が譲り受けた仮称『葬祭作法帖』の書き留めた時点以前の時期に、「門位牌」という名称が一般に流布していたことはたしかである。そして、死者がでた葬家の門口に木札であれば立てられ、紙札であれば貼りつけられるものであることも事実である。さらに、中世の『入棺作法』と近世あるいは近代の仮称『葬祭作法帳』との記載で、共通する点は掛算の数字である。言い換えると、「九九八十一」「八九七十二」という共通する数字が、中世から近世を経て、現代社会の中で葬祭にかかる「門位牌」の習俗として息づいているのである。

そこには、物忌札=門位牌の習俗に関与してきた寺院（主に真言宗、融通念佛宗）に、言い伝えであれ、言い伝えを書き留めた記録であれ、所謂「手本」が存在していたこともたしかであろう。この「手本」とは、物忌札=門位牌の作法・法則をも含めた葬祭にかかる寺院側のテキストであり、「手本」をもとにして葬祭の諸儀礼が執行されてきたと想定し得る。

したがって、葬祭（入棺の儀礼も含めて）にかかる手本が、村落内の寺院には存在し、これを基準に物忌札=門位牌の習俗を、今まで支えていたと考えるべきであろう。さきにも触れたとおり、「手本」が言い伝えであろうと、言い伝えを記録化したものであろう



▲写真3 安堵町東安堵の門位牌



▲写真4 奈良市水間の門位牌

と、そこには葬祭にかかる基本型が存続しつづけているといえよう※※

※※「手本」における基本型の存在については、同じ葬祭にかかる写経についてもいえるのである。これについては、別稿で検討したことがある（「中世佛教信仰におけるこけら経の存在形態をめぐって」、元興寺佛教民俗資料研究年報、1976年所収）。とくに、追善供養のために柿板に写経する作法と法則がある。柿経写経体制とでも呼ぶべき様相が、すでに鎌倉時代に存在していたのである。

つまり、柿板に一行十七文字の経文を書き写すこと、經典一巻を写経するための分割法として、二分法、三分法の法則で書き写すこと、そして上半身裸形の写経を禁することなどが定められていて、一定の基本型は寺院で存在していたのである。

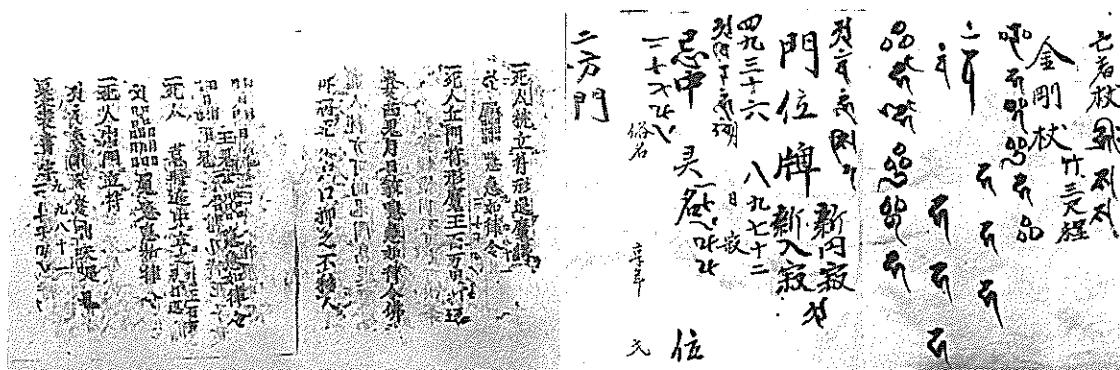
結びにかえて—葬祭にかかる物忌札の系譜と課題—

物忌札が周知されるようになった契機は、奈良・元興寺（極楽坊）境内発掘調査による。この調査で検出された信仰資料および葬祭具の資料の中に「物忌」「堅固物忌」と墨書きされた木札があり、葬祭にかかるものであることが調査・研究成果として示されてきたのである。

物忌札の調査・研究の成果は、五来重氏によって『元興寺極楽坊中世庶民信仰の研究』として纏められ、公にされた。五来氏は、物忌札に関する考察の中で、喪家の入口にたてたり、死者の枕許に置いて魔除けとした後、中陰明けの際に位牌や納骨器とともに極楽坊におさめられたものであろうと想定されたのである。

五来氏の物忌札についての論点は、その後も継承されていき、いくつかの成果がもたらされてきたのである。

物忌札の調査・研究の成果をふまえて、これまでの物忌札の系譜（あるいは形成・展開過程）の素描を次におこなっていく。



▲ 写真5 『入棺作法』

▲ 写真6 仮称『葬祭作法帳』

元興寺（極樂坊）境内出土の物忌札には、年銘をもつものがあり、正平七（1352）年銘の物忌札が現存例としては一番古く、文安二（1445）年銘のものが新しいものといえる。出土した物忌札は14世紀中頃から15世紀中頃までの約1世紀にわたるものであり、約40点にものぼる数の物忌札が検出されたのである。

これらの遺物・物忌札と、これに関する文献史料から、14世紀前半には、物忌札は存在していたことが指摘されてきた。そして、物忌札は、葬祭にかかわるもので、葬送儀礼の習俗の一つである初七日と二七日の仏事に「於門々」立てられたものである。

『伏見上皇御中陰記』をはじめ、『明月記』、『師守記』、『親長卿記』などの日記・記録に葬送後の仏事当日（初七日、二七日）に物忌札を立てることが記載されている。

再び、葬祭にかかわる物忌札の記載のある日記・記録の一・二を次に掲げる。すなわち、初七日講筵不被始已前、被立御誦經使、（中略）、殿下自昨日御宿也、今日不被付御物忌云々院御所付之、立物忌簡」云々という文言が示すように「初七日」に「物忌簡」を立てたのである（『明月記』、建久三〔1192〕年三月十九日の条）。また、「今日被立物忌札門内也、入夜撤之、二七日前日又可立之、其後不可立也、先例也」という記述から、「先例」として、物忌札を初七日と二七日（前日）に立てたことが窺えるとともに、その後の仏事には物忌札は立てられなかったこともわかる（『師守記』、康永四〔1345〕年二月十二日の条）。

このように、現段階では、出土遺物である物忌札の年銘と、貴族や公家の日記・記録にとどめられた物忌札（簡）の時期をもとに、物忌札は12世紀末から15世紀中頃に至る時期まで存在していたことになることを素描するにとどめる。ただ、15世紀中頃以降に物忌札をともなった習俗が存続していたか、否かは明確にしがたいが、15世紀中頃以後も受け継がれていったと想定し得るであろう。

このことはともかく、葬祭の物忌札の習俗は、1100年代には存在し、その後も継承されていったのであるが、葬祭にかかわる物忌札の習俗が形成する時期はいつ頃かが課題である。また、「物忌札」という名称での習俗がいつ頃まで存続するのかも、今後の課題として挙げられよう。これらの課題は、さきに触れたように葬祭にかかわる物忌札の習俗の発生期と終焉期の時期的な問題提起となろう。

また、この時期的な問題点のほかに、さきに述べたとおり、物忌札の習俗に関与した人々（寺僧など）と彼らが携える〈手本〉の存否も重要な課題であろう。

さらに、物忌札に書きとどめられた文言の内、「九九八十一」「八九七十二」の数字を正位と逆位にする思考がいかなるものから創り出されたものかも問題点の一つであり、これに対する納得し得る解釈は提示されていないのである（前掲書の拙稿の論考では、陰陽五行にかかわる易經の思潮が、この数字に窺えると想定したが、現時点では明確さに欠けると考えている）。

併せて、「物忌札」の名称から「門位牌」の呼称へと移行する時期についても課題としてある。数多くの課題が物忌札に内在していることを提起して、結びとしたい。

(1995.2.21稿了)

若水迎えの習俗について

—その原像と呪術性を中心に—

奥野義雄

はじめに

正月行事の一つである若水迎え（若水汲み）習俗は周知されている行事習俗である。そして、若干の論考も公にされている。

しかし、この〈若水〉を迎える（あるいは汲む）行事習俗にみられる呪術性や習俗の原像について触れたものはほとんどないであろう。そこで、この点に視点を絞って近代以後と以前に分けて検討することにしたい。

1. 近代以後の若水迎えの習俗伝承

新しい年を迎えるための行事習俗は、前年の暮れ（師走）からみられる。餅搗き、門松・シメ飾り、そしてオセチ（正月料理）などの準備は、新年（正月）迎えの習俗であるが、これらの習俗も次第に伝承されなくなってきたようである。この事象は、餅も飾りもオセチも自家でつくって仕度することがなくなってきた状況によるものかもしれない。これらと同様な行事習俗の一つとして、〈若水迎え（若水汲み）〉が挙げられる。

若水迎えの習俗は、餅搗きや門松・シメ飾りなどの習俗と同様にはほぼ全国的にみられるものであるが、正月とりわけ元旦早朝におこなわれていた〈正月迎え〉の習俗としての位置づけし得るとともに、〈若水迎え〉には新しい年に〈神を迎える〉べき浄化が存在しているようである。

そこで、現今のこの〈若水迎え〉の習俗のいくつかを窺いながら、〈若水〉のもつ意味合いを少し垣間見ることにしよう。

(1) 北海道（松前）の場合（『日本の民俗』所収）。

正月行事はまず若水汲みから始まる。普通は男の役で、家の主や長男、時にはその年の干支に当たる年男がこれに当たる。未明に起きて、絞付き・袴・白足袋という身仕たくで手桶に柄杓それにワトシナを携えて家を出る。（中略）。着くと水辺の石の上に米と賽銭とを紙に包んでワトシナと共に供え（また米を水中にまいて清めるともいう）水を汲む。

この時、口の中で「あらたまや 年の初めの年男 水を汲まずに黄金汲む汲む」と三回唱える。他人に会うことを忌み、会っても口をきいてはならない。（中略）。この

若水はまず茶碗に汲んで神前に供えられ、次に家族全員が盃に一杯ずつ飲む。後は雑煮に使う。

(2) 青森県（北津軽郡）の場合（前掲書所収）

元旦の朝、一番鶏の鳴くころ、年男が手桶を持って川へ若水を汲みにいく。（中略）。途中で人に会わぬようにし、出合いそうになると道を変えたり、他家の軒先にひそんで避ける。川端に水迎えの松を立て、「年のはじめの年男、水を汲まねで黄金汲む」と唱え言を三度唱えて三杯汲む。若水は神棚に供え、家族も飲む。またこれで元旦の飯をたく。若水汲みは福の神を迎えることだともいう。

(3) 秋田県（仙北郡）の場合（前掲書所収）

一夜明ければ正月である。年男（家長か家長の長男）が未明に起きて、若水を汲む。
新玉の年のはじめの年男迎えてまいれ谷の若水
汲まれた若水は仕事場であるニワに飾られ、春の種類浸けに利用されるのが普通である。

(4) 茨城県（新治郡、那珂郡）の場合、（前掲書所収）

元旦から三日間を三箇日と呼び、以前は県内の多くの地方で、男がさきに起きて家事いっさいを行なった。新治郡千代田村志筑地方では、男が早く起き、井戸神に米や餅を供えて若水を汲み、茶をわかしたり雑煮をつくったりした。（中略）。那珂郡大宮町地方でも男が早く起き、水神に米・餅・こんぶ・豆・魚を供えたり、「鶴の一聲、亀へ汲み込む若の水」と唱えたりして若水を汲んだ。

(5) 千葉県（市川市、他）の場合（前掲書所収）

市川市迎米では「盆は女で、正月は男の役」といい、県下全域で正月は元旦の若水汲みからはじまって三が日、（中略）、女には触れさせない。銚子市名洗・君津市人見では若水は一家の主人が水をかぶり身を清めてから汲む。（中略）。汲む時長生郡長柄町榎本では火打ち石を打ち、安房郡三芳村では「金汲む、幸汲む、宝汲む」と唱え、館山市洲崎などのように人に会っても声もかけないといった習わしがあり類例も多い。（中略）。この水で主人が雑煮を作ったり茶を立て神仏に供え家中で飲む所は多いが、佐倉市内田・市川市湊では若水を門松やしめ縄にかけたり、富津市富津のように屋根の庇にあげ火災予防のまじないとする所もある。

(6) 新潟県（鎌倉）の場合（前掲書所収）

もとは男が早く起きて、

元旦や、鶴の声するあの井戸車、鶴がくみこむ亀が飲む
と歌いながらくんだ。二日・三日・十五日にもくんだ。

(7) 和歌山県（日高郡、他）の場合（前掲書所収）

一家の主が松明をともして若水を迎えて行く。日高郡では一升樽に米・ひし餅・干し柿・みかんをいれて井戸端に供え、歳徳神（恵方または明きの方をいう）の方に向つ

て「新玉の年の初めに杓とてよろずの宝われぞ汲みとる、汲むぞめでたい」と三唱して若水を汲んで帰える。

若水を汲んで帰った主人は戸口に立って「ものもう」といい、家の内から家人が「どうれ」と答えてから迎え入れ、若水で顔を洗い、また神に供えた。

(8) 岡山県の場合（前掲書所収）

初詣をすませると井戸やクミカウヘ若水を家の主人が迎えに行く。まず水神さまへ米・大豆・餅などを供えてお祈りをし、アキ方（恵方）に向いて新しい手桶にくみ上げる。このとき「福をくむ・徳をくむ・幸の水をくみ上げる」などと唱える。

若水は年神さまに供え、あとはお茶や雑煮をたくのに使う。

(9) 三重県（海部郡）の場合（文化庁『無形の民俗資料記録』第13集所収）

当主は早朝に起き、前夜から神にまつってあたしめ飾りのついた新品の手桶を持って、裏にある井戸へ若水をくみに行く。（中略）。このとき白紙にお米と里いもを包んで井戸へまつる。若水をくみ終わると家内一同を起こし、年長者から、また男子からこれで手水を使い、身を清める。

(10) 香川県の場合（『日本の民俗』所収）

元旦の早朝に若水迎えに行くが昔はその家の主人の役目と引きまっていた。（中略）、井戸へ行きアキホに向って三つのべ汲み上げてから、「福釣る 徳釣る 幸せ釣る」と唱えてそれを持ち帰ってお茶をわかすことになっている。

(11) 徳島県（阿波郡）の場合（文化庁『無形の民俗資料記録』第6集所収）

主人が一番さきに起きて井戸端へ行き、かしわ手を打ってお参りをしたのち、水をくむ。これを若水という。主人はそれを家の玄関に持ち帰り、家族一同を起こして、皆でその若水を使って洗面し、正月の祝いのあいさつをかわす。

(12) 鳥取県（東伯郡）の場合（『前掲書』所収）

年男（主人）がしめをはった新しい手桶に、明方に向かって若水をくむ。これを若水をくむ。これを若水を迎えるとかムカエミズという。（中略）、「福くめ、徳くめ、フクドンブリ」とか「とんとつく、つくとかやるかなつるべ、いさごの水をくむぞめでたし」とかフクドンブリなど地方により、家によっていろいろのとなえごとがある。

(13) 福岡県（糸島郡）の場合（前掲書所収）

家々門松を立て、しめ縄を張り、朝は若水を汲んで、家長から順に洗面をすませ、神仏を拝んだのち、（中略）、氏神に参拝し初春の祝いをする。

(14) 熊本県（天草地方、五家荘地方）の場合（前掲書所収）

若水汲みは、元旦の早朝、先を争って大川の水を汲みに行く。（中略）。若水で家族の者が顔を洗い、フクチャ（福茶）や雑煮に使われる。（中略）。若水を汲みに行くのは、ほとんど男であるが、（中略）、主婦が行なう珍しい例があるが、（補註・奥野一阿蘇町では、若水を汲むときに、「今年の初めは男汲み取る」と唱える）。

(15) 沖縄県の場合（前掲書所収）

早朝水汲みに行き、それで額に水撫でをしたり、御茶をわかして茶湯を仏壇・神棚に供える。若水は祖先伝來の共同井戸から汲んでくる。女に早朝出会わすのを忌み女は朝は外出しない。

若水迎えの行事習俗を15事例ほど掲げたが、これらの事例は各地域にみられる若水迎えの習俗事例のすべてではない。これら以外にも数多くの若水迎えの習俗例があるが、枚挙に遑がないので割愛したことを、まずここで明示しておきたい（傍線・傍点一奥野、以下略）。

このことはともかくとして、例挙した事例(1)から(15)までの若水迎えの習俗は、北海道から九州に至る地域のものであるが、地域的特色をもちらんも共通する習俗内容があることに気づくであろう。すなわち、〈若水迎え習俗〉の共通性とは、

- ①元旦の早朝におこなわれること。
- ②行事習俗の主体のほとんどが主人（家長）や年男であり、男性が主であること。
- ③汲まれた〈若水〉は、洗面や雑煮・御飯・御茶に用いられること。
- ④〈若水〉を汲む方位・方角が恵方（その年の良い方向）である場合が多いこと。
- ⑤〈若水〉を汲む時に呪文（まじない）が唱えられること（この呪文もいくつかの地域的パターンに分けることができるようである）。

以上のような共通性をもつ若水迎えの習俗を踏えて、近畿の若水迎え習俗の事例をもう少し窺ってみることにしよう。

近畿、とくに奈良県と大阪府の習俗事例の調査報文を次に掲げることにしたい。

奈良県（奈良市東部山間地域）の場合には（『奈良市史 民俗編』所収）

マメギの火をジンのタイマツに移し、丸餅とタチバナ・トコロなどをシメナワで飾った手桶に入れてくみに行く。（中略）。持ち帰ると、（中略）、一人一人順番に両手を揃えて前に出し、柄杓でワカミズを掛けてもらって顔を洗う（同地域内でも若水を汲む時に、「一杯目をくむときは『フクミズ』、二杯目は『トクミズ』、三杯目は『タカラミズ』と唱えて、桶が一杯になるまでこの順序で繰り返す」というところもある。また、「年男がまだ暗いうちに」早く起きて、「めでたい言葉を唱えながらくんで来る」ことは、〈古風なやり方〉であったという）。

一方、大阪府（南河内地域）の場合であるが、奈良県をはじめ、さきのいくつかの地域と大同小異の様相を呈している（『日本の民俗 大阪』所収）。すなわち、

若水は家の主人が汲む。ともを連れて羽織・袴で汲むとか、白足袋に草履で汲むとか、白足袋に草履で汲むとかいう土地もある。松明を持って行き、一升鉢に入れた餅一重ねを水神に供え汲む。

という状況であった。

奈良、大阪を含め17事例の若水迎え習俗を挙げてきたが、さきに挙げた習俗の共通性①～⑤の範疇で理解し得る側面がある。

言い換えると、奈良県の場合も①②③⑤の習俗内容であることが挙げられる。また、大阪府の場合も②の習俗内容が窺え、調査報文から①についてもかろうじて想定し得る。

詳細な報文ではないが、各地域の若水迎え習俗の事例によって、〈若水〉を汲む行事がほぼ共通性をもちながら、地域的特質を表わしていることがわかるといえよう。

では、若水迎えの習俗伝承はいつ頃から存在し、どのような形態で今日まで伝承されてきたのであろうか。

言い換えると、現存する若水迎え習俗の原像はいつ頃に求められ、その原像の時期から今日までの間に変質もなく受け継がれてきたのか、ということが関心事としてある。

ゆえに、次に近代以前の若水迎え習俗の形態とその変質の存否、習俗の原像とその時期について、古代・中世の文献史料を主に検討していくことにしたい。

2. 若水迎えの原像

近代以降の若水迎えの習俗について窺ってきたが、この習俗がいつ頃からあったのかということについては、周知されている『延喜式』卷四〇の「主水司」の項にみえる若水の儀式から、すでに古代（平安時代前半）に存在していたことを知る（新訂 国史大系、所収）。すなわち、御生氣御井神一座祭 中宮准レ此。

五色薄絹各二尺、倭文二尺。木綿一斤。鉢一口。（中 略）。

片盤五口。巴上汲。レ水料。

右隨御生氣。擇宮中若京内一井堪用者定。前冬土王。令牟義都首潔治郎祭之。

至於立春日昧旦。牟義都首汲水付司擬供奉。一汲之後廢而不用。

春宮坊御生氣汲水料雜器

絹篠一口。五寸缶一口。土壆一合備 片盤五口。

とあるのがそれで（傍点・傍線一奥野、以下略）、〈若水〉を汲む習俗の原像と考えられる。また、ずっと時期が下るが、同様な記述が『江家次第』（神道大系、所収）にもみられる。すなわち、「供立春水事」に、

舊年封御氣方人家井、一用之後廢而不用之自御厨子所、付臺盤所女房供之於朝餉、土高坏上置折敷・押紙面、大土器盛立春水、居折敷供之、陪膳居之於高坏上、一度御飲、畢徹之。

立春前井一用後不用、

とあり、正月元旦に「立春水」を大きな器に盛ってから、折敷に置いて、これを供えた（春立つ日の水を〔天皇に〕奉った）ことが窺える。そして、一度用いた（汲んだ）井戸はその後使用しなかったこともわかる。さらに、〈春立つ日の水〉を〔天皇に〕奉ったその意味合いとはどのようなものであったかも「隨御生氣」（『延喜記』）、「封御氣方人家井」（『江家次第』）、という文言から窺える。

このことは『西宮記』とともに平安時代中頃以降に記述された『北山抄』にも「立春日、

主水司獻立春水事「主水司付女」^{むひとりわつかさ} 」という記載があり（神道大系、所収）、「主水司」によつて「立春水」が〔天皇に〕献上されたことがわかる。

さらに、「栄華物語」（下）の卷第二八の「わかみづ」に、「あらたまの年よりも若宮の御有様こそ、いみじう、つくしうおはしませ。若水していつしか御湯殿參る」とあり、〈立春日の水〉を「若水」とも称していたことが窺える。

「若水」という呼称は平安時代後半以後に用いられていたことが、「栄華物語」のみならず、「師遠年中行事」（a）や「師光年中行事」（b）からわかる（『續群書類從』第十輯上、所収）。すなわち、「立春日。主水司獻立春水事。〔折脱カ〕居敷一本各一坏。女官轉供之。於朝餉方。」
（a）、「立春日。主水司獻立春水事。屏折敷二本。各二坏。於朝餉方生氣方飲御之女房稱之若水。」（b）という記載がそれである。

師遠と師光の『年中行事』の記載から、〈立春日の水〉は主水司をもって献上されたこと、〈立春日の水〉は女房によると「若水」と称するものであったこと、そして「立春水」＝「若水」は、「朝餉方」において「生氣方」に向って飲まれたことが窺える。

言い換えると、朝餉に生氣の方（良い方角＝吉方とも考えられる）に向って〈若水〉を飲むことによって、一年間の邪気をさけることができると思われていたようである。このことは、すでに指摘されているように、〈若水〉に邪気を祓う力があると考えられていたからであろう。

古代から〈若水〉＝〈立春水〉は、正月元旦に主水司が天皇に献上されてきたものであり、もともと宮中での春迎えの行事習俗の一つであったことが窺える。そして、この〈若水迎え〉の習俗は、宮中の行事習俗にとどまらず、古代貴族へと派及していったことは確かであろう。

では、〈若水迎え〉の習俗は、その後の中世公家（武家）社会に受け継がれていたのであろうか。次に、この受容（伝承）の形跡の存否を垣間みることにしよう。

正月元旦にみられる「立春水」について、いくつかの公家の日記を繙いてみると、「立春水」つまり〈若水迎え〉にかかる記載はまったく見出しえない。

たとえば、平經高の日記をみると、「小朝拜、殿下右内府已下公卿廿一人列立節會」「禁裏已下四方拜如例云々」という記載（仁治三〔1244〕年正月一日の条。『平戸記』一、〔増補史料大成32所収〕）、「禮拜念誦服薬等已下事」「小朝拜節會如例云々、御薬遲々之間、小朝拜及深夜云々」という記述（寛元三〔1245〕年正月一日の条、『平戸記』二、〔増補史料大成所収〕）があるので、「立春水」云々という文言はみられない。

また、若干時期が下るが、同様に公家の日記を窺っても「立春水」の記述はみられないのである。すなわち、『康富記』四の享徳三（1454）年正月一日の条をみると、

一日癸丑 從夜雪下ニテ、豊瑞珍重、立春節也、（中略）、早旦行水拜諸四方、看經如例四方拜也、如例、奉行藏人權右中辨也。

御薬如例、典藥頭丹波篤忠朝臣、（中略）、宮内少輔丹波成長等也。

(中 略)

小朝拜如例、

節會也、殿下有御參、(下略)

とあり、元旦におこなわれるいくつかの儀式が明記されているが、「立春水」についての記載はみられない。

このことは、さきに触れた『平戸記』の正月元旦の記述と同様であり、中世の公家（武家）社会では、元旦行事としての「立春水」（若水迎え）の行事・儀式の習俗はなかったのであろうか。

言い換えると宮廷（宮中）行事習俗としてのみ存在し、中世公家（武家）社会への習俗の派及はなかったと考えるべきであろうか。

しかしながら、すでに述べた古代の貴族社会において、「若水」（『栄華物語』）、「若水」、「立春水」（『師遠年中行事』、『師光年中行事』）として元旦行事習俗が存在するかぎり、貴族社会では「立春水」＝「若水」の行事習俗の受容はあったことになろう。

したがって、もし中世公家（武家）社会に「立春水」「若水」にかかる習俗がなければ、古代における貴族社会の「立春水」（若水迎え）の行事習俗が、中世の公家（武家）社会に伝承されなかつたと考えるべきかもしれない。

だが、中世公家（武家）社会のものではないが、中世後半の史料である『多聞院日記』（第一巻）の天文十一（1542）年正月朔日の条に、「若水舉之了」という一文が記載されている。中世をとおして「立春水」あるいは「若水」云々という文言は、現段階ではこの史料のみであるが、確かに正月元旦に〈若水迎え〉の習俗がおこなわれていたことを明示するものである。

16世紀中頃の興福寺多門院門跡にみられる「若水」の習俗の記載からは、その実態を窺うことはできないが、その習俗の存在の片鱗を垣間見ることができる。

そして、古代の〈若水迎え〉＝〈立春水汲み〉の習俗が、中世に至っても受け継がれていたことを知り得る。

さらに、この習俗が近世においても受け継がれてきたことを、いくつかの史料や古典文学から窺える。たとえば、近世史料の一・二を掲げると、『大和國無足人日記山本平左衛門日並記』（上巻、平山敏治郎編校訂）の貞享三（1686）年正月朔日の条に、

年始之祝如_レ旧例_レ。雖_レ然振女伯父之忌因_レ于触_レ穢而、家内之不_レ神拜、不_レ詣_レ于_レ産社_レ。若水之不_レ用行水。(下略)。

とあり、17世紀後半に「若水」の存在が窺えるのである。また、同日記の元禄五（1692）年正月朔日の条にも「寅時若水浴而祝儀如例」とみえ、大和國田原郷（現奈良市田原地域）では、寅時（午前4時）に〈若水〉で行水をおこなう習俗があったことがわかる。このことから寅時以前に〈若水迎え〉の行事習俗があったことになろう。

同様に近世史料で、諸国の『風俗問状答』の一つである『和歌山風俗記』にも「元朝未

明に新しき桶に、若水とて汲、初年水を遣ひ祝ふ、女子は不汲」とあり（中山太郎編著「諸國風俗問状答」）、正月元旦未明に〈若水汲み〉がおこなわれていたことを知る。

さらに、『江戸笑話集』の「きのふはけふの物語」に、

もの忌みする人、下人をよびよせて、「明日は元旦ぢや。なんじ若水をむかへよ」とて、色一々呪文共をしへける。

とあり（『日本古典文学大系』）、正月元旦に「若水をむかへ」て、その折に種々の「呪文」が唱えられたのである。

このよう正月元旦未明に〈若水迎え〉 = 〈立春水汲み〉の行事習俗が近世民衆の間でおこなわれ、その折に〈呪文〉を唱えていたことが窺える。ここにみえる〈呪文〉とは近世社会にのみ存在していた所謂〈まじない習俗〉であるのであろうか。それとも近世以前からおこなわれていた習俗であろうか。

言い換えると、すでに触れた現今の〈若水迎え〉の習俗にみる呪文を唱える事象は、近世社会から受け継がれてきた“伝承習俗”であることが理解し得るが、はたして〈若水迎え〉に伴なった〈呪文〉は、近世以前からの“伝承習俗”として存在していたのか、否かは検討すべきである。次にこの点を考えることにしよう。

3. 若水迎えにみる〈まじない習俗〉

すでに触れたとおり、現今の〈若水迎え〉 = 〈立春水汲み〉の習俗の呪文、すなわち〈まじない習俗〉が伴なっていたことは、周知の事実である。この〈まじない習俗〉は、いつ頃から存在していたのであろうか。言い換えると、〈若水迎え〉の習俗がおこなわれはじめた時期から〈まじない習俗〉が伴なっていたのであろうか。

そこで、再び古代の〈立春水汲み〉 = 〈若水迎え〉の習俗の史料に立ち戻って検討することにしたい。

まず、すでにみた「延喜式」を繙いてみると、「御生氣御井神一座祭中高准レ此。」の記述には、呪術的な習俗を明示するものが無い（推察の域を脱し得ないが、記録にとどめていないという点を除き、古代の他の宮廷行事・儀礼に伴なう呪術的因素を加味すると、邪氣を祓うべき〈立春水〉を汲む習俗にも当然呪術的因素が内在していたと想定し得るであろう）。

「延喜式」からは窺えない〈若水迎え〉に伴なう〈まじない習俗〉を、「年中行事」とさきに掲げた「師遠年中行事」と「師光年中行事」などを再度繙きながら、〈まじない習俗〉の存否を確認してみよう。

まず、「年中行事」の「立春日。主水司進立春水事。謂之若水」にみる記述には「擇御生氣方飲御」云々という記載などが窺えるが（『續群書類從』第十輯上、所収）、「呪文」あるいは「呪」云々という記述は皆無である。

また、「師遠年中行事」の「立春日、主水司獻立春水事」の記載をみると、「於朝餉方。向生氣方飲御。女房稱之若水」云々という割註の記述があるので〈まじない習俗〉の存

在を知る手掛りは皆無である。

では、「師光年中行事」の「立春日。主水司獻立春水事」の記述はどのようにあらうか。

「立春水事」に続く割註の記載は、さきの二つの『年中行事』の内容と同様である。しかし、「日本書紀曰」云々の記述の後に、「江帥次第云」という文言に続いて、

飲御若水之時有咒。万歳不變水。急々如律令云々。

という呪文が記載されていることに気づくのである（傍点・傍線一奥野、以下略）。

しかし、この場合は、〈若水〉を飲む時に「万歳不變水。急々如律令」と〈呪文〉を唱える。現今の〈若水迎え〉の習俗では、若水を汲む折に呪文を唱える。若水を飲む時か、汲む時かの違いががみられるが、すでに古代（平安時代）の貴族社会では、〈まじない習俗〉を伴なった〈若水迎え〉の行事習俗が存在していたことになろう。

「師光年中行事」の〈若水迎え〉の行事習俗に〈呪文〉が伴なったという事実は、「年中行事抄」の「立春日。主水司獻立春水事」にも、

女官傳供之。於朝餉御生氣方飲御之。呪云。万歳不變水。急々如律令。

女房穢之若水。

とあり（前掲所、所収）、平安時代の貴族社会では、正月（新年）を迎える行事習俗の一つである〈立春水汲み〉＝〈若水迎え〉は〈呪文〉を伴なう習俗として存在していたことが理解し得る。

ただ、「師光年中行事」の「立春日。主水司獻立春水事」にみる「江帥次第云」とある「江帥次第」が「江家次第」であることは確かであるが、「飲御若水之時有咒」云々という記載内容は、「江家次第」にはみられないである。師光自身の誤認ということになろうか。さらに、この記載が誤認であれば、ほかの文献史料から引用したことになるが、すでに掲げた『西宮記』や『北山抄』にも、〈呪文〉にかかる記載がないのである。つまり、これら以外の文献史料から転記したことになろう。

同様な事象は、「公事根源」にもみられ、「江帥次第」からの引用によるものであった。すなわち、

若水といふ事ハ、去年御生氣の方の井をてんじて、蓋を志て人は不^(レ)汲、春立つ日、主水司内裏^(ニ)奉れバ、朝餉^(ニ)是れをきこしめす也、荒玉の春立つ日是れを奉れバ、若水とハ申すよや、年中の邪氣をのぞくといふ本文あれバ、殊更是れを供するなり、江帥匡房卿の次第^(ニ)よハ、若水をのむ時、呪^(タ)をとなふる事有りとみえざり。

とあり、「江帥次第」という文献史料にみえる「呪をとなふる事」が明示されているのである。

「師光年中行事」とともに「公事根源」に共通して引用されている「江帥次第」（神道大系所収）には、「呪云」ことが記載されていないようである。

ただ、この事象が「師光年中行事」と「公事根源」の二つの文献史料にみえることから、「年中行事抄」の「呪云、万歳不變水。急々如律令」の文言とを関連させて考えると、〈

立春水汲み〉の習俗と〈まじない習俗〉とが一体になって存在していたことを否定し得なくなる。そして、この共通する事実は、貴族社会において、〈まじない習俗〉自体が〈立春水汲み〉=〈若水迎え〉に伴なうものであったと観念されていたとも考えられる。

言い換えると、古代において、貴族の間では〈立春水汲み〉に〈まじない習俗〉が伴なつていたゆえに疑問もなく転記されたと考えるべきであろう。

したがって、古代における〈立春水汲み〉=〈若水迎え〉の習俗には、〈まじない習俗〉が存在していたことが想定し得る。そして、この〈まじない習俗〉は、現今の〈若水迎え〉の習俗の中で息づいていたことになろう。

さらに、中世社会における〈若水迎え〉にみる〈まじない習俗〉については史料的に把握しがたい現状はあるが、すでに近世において掲げた『江戸笑話集』の「きのふはけふの物語」にみえる「色一々呪文共をしへける」云々という文言が示すように、近世社会においても〈まじない習俗〉が、〈若水迎え〉の行事習俗に伴なったものとして受け継がれていたのである。

したがって、古代における〈立春水汲み〉=〈若水迎え〉の行事習俗にみる〈まじない習俗〉が〈呪文〉それ自体の呪句に違いをみせながらも近世を経て、近・現代に至るまで受け継がれてきたことは確かである。

そして、古代にみる〈呪文〉、すなわち「万歳不變水。急々如律令」という文言には、万歳変化することのない水=聖水（神の水）への願いがあったと考えられる。ゆえに、〈邪氣を除く水〉として存在したのであろう。

結びに—課題提起にかえて—

近・現代における〈若水迎え〉の習俗のいくつかの特色を把握することによって、元旦早朝、男性が呪文を唱えながら若水を汲む習俗は、古代の宮廷でおこなわれてきた〈立春水汲み〉の行事習俗にたどりつく。そして、宮廷行事である〈立春水汲み〉の習俗が古代の貴族社会へと浸透・派及していったことを窺ってきたところである。しかし、民衆の社会（民間）へ受け容れられた時期や形態については明確さを欠く。ただ、近世民衆の社会において、〈若水迎え〉の習俗が受け容れられていたことは明白であるが、近世以前の民衆の社会にこの習俗があったか、否かが課題となろう。

一方、古代において、〈立春水汲み〉に用いられた宮廷内の井戸—都城遺跡の井戸遺構—の確認は、今後の発掘調査に期待すべきであり、考古学的課題にもなろう。これらの課題を提起して結びとしたい。

(1994.9.30稿了)

— 奈良県立民俗博物館研究紀要 第14号 —

発行日 平成 7 年 3 月 30 日

発行所 奈良県立民俗博物館
大和郡山市矢田町545 (大和民俗公園内)

印刷所 株式会社 中西文山堂



